

香川県報



号外 2

平成 15 年

10月17日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規則

●香川県林業・木材産業改善資金貸付規則 （みどり整備課） 一

規則

香川県林業・木材産業改善資金貸付規則をここに公布する。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十六号

香川県林業・木材産業改善資金貸付規則

香川県林業改善資金貸付規則（昭和五十二年香川県規則第五十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号、以下「法」という。）の規定に基づき県が行う林業・木材産業改善資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 造林に必要な資金
- 三 立木の取得に必要な資金
- 四 立木の伐採又は木材の搬出に必要な資金
- 五 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- 六 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- 七 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
- 八 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- 九 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金
- 十 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- 十一 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- 十二 前各号に掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる費用に充てるのに必要な資金
- 2 この規則において、「木材産業」とは、木材製造業、木材卸売業又は木材市場業をいう。
- 3 この規則において、「林業従事者等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 林業従事者
 - 二 木材産業に属する事業を営む者（資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が百人（木材製造業を営む者にあつては、三百人）以下の会社若しくは個人に限る。）

三 前二号に掲げる者の組織する団体

四 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの(会社にあつては、資本の額若しくは出資の総額が千万円以下のもの又は常時使用する従業員の数が三百人以下のものに限る。)

4 この規則において「指定森林組合」とは、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九条第二項第一号の事業を行う森林組合のうち知事が指定するものをいう。

(貸付け)

第三条 県は、法第七条第一項の認定を受けた林業従事者等に対して林業・木材産業改善資金を貸し付けるものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、次条及び第五条の規定に準じて同項に規定する林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第三条第二項に規定する融資機関(以下「融資機関」という。)に対し、当該業務に必要な資金を貸し付けるものとする。

(貸付金の限度額)

第四条 県が前条第一項の規定により貸し付ける林業・木材産業改善資金(以下「貸付金」という。)の林業従事者等ごとの限度額は、個人にあつては千五百万円、会社にあつては三千万円、会社以外の団体にあつては五千万円とする。ただし、知事が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認めるときは、別に定める額とする。

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とする。

2 貸付金の償還期間(据置期間を含む。第四項を除き、以下同じ。)は、十年(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第九条に規定する資金にあつては十二年、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第七条に規定する資金にあつては十五年)以内とする。

3 貸付金の据置期間は、三年以内とする。

4 貸付金の償還は、償還期間が一年以内の貸付金にあつては一時払の方法に、その他の貸付金にあつては均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、繰上償還をすること

を妨げない。

(担保又は保証人)

第六条 貸付金の貸付けを受けようとする林業従事者等(以下「借入申込者」という。)は、知事が別に定めるところにより、担保を提供し、又は保証人を立てなければならぬ。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けた林業従事者等(以下「借入者」という。)と連帯して、貸付金の返還の債務を負担するものとする。

(借入れの申込み)

第七条 借入申込者は、林業・木材産業改善資金借入申込書(第一号様式。以下「借入申込書」という。)に知事が別に定める書類を添え、その者の住所地(その者が会社その他の団体である場合は、その主たる事務所の所在地。以下同じ。)をその地区内に含む指定森林組合又は当該指定森林組合がない場合は、香川県森林組合連合会(以下「指定森林組合等」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、借入申込者が市町、財産区、地方公共団体の一部事務組合又は香川県森林組合連合会(以下「市町等」という。)である場合は、借入申込書を直接知事に提出しなければならない。

2 借入申込書の提出を受けた指定森林組合等は、当該借入申込書を借入申込者の住所地を所管する林業事務所(その住所地が小豆郡の区域にある場合は、香川県小豆総合事務所)の長(以下「所管所長」という。)に送付しなければならない。

3 前項の規定により借入申込書の送付を受けた所管所長は、貸付けについての意見書を添え、当該借入申込書を知事に送付しなければならない。

(貸付けの決定)

第八条 知事は、借入申込書の提出を受けたときは、これを審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付金の貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)を行うものとする。

2 知事は、貸付決定をしたとき、又は貸付金の貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を借入申込者に通知するものとする。

(借用証書)

第九条 借入申込者は、前条第二項の規定による貸付決定の通知を受けたときは、知事の

指定する日までに林業・木材産業改善資金借用証書（第二号様式）を指定森林組合等（借入申込者が市町等である場合は、香川県森林組合連合会）を経由して知事に提出しなければならぬ。

（償還期間等の変更の申請）

第十条 借入者は、貸付金の償還期間、据置期間、償還期日又は償還金額（以下「償還期間等」という。）の変更をしようとするときは、林業・木材産業改善資金償還期間等変更承認申請書（第三号様式）を指定森林組合等を経由して（借入者が市町等である場合は、直接）知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（償還期間等の変更の承認）

第十一条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、貸付金の償還期間等の変更を承認することが適当であると認めるときは、償還期間等の変更の承認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により償還期間等の変更の承認をしたとき、又は償還期間等の変更の承認をしないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（支払猶予の申請）

第十二条 借入者は、償還金の支払の猶予を受けようとするときは、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（第四号様式）に知事が指定する書類を添え、償還期日の三十日前（償還期日前三十日以内に支払の猶予の事由が生じた場合は、償還期日の前日）までに指定森林組合等を経由して（借入者が市町等である場合は、直接）知事に提出しなければならない。

（支払猶予の決定）

第十三条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、償還金の支払の猶予をすることが適当であると認めるときは、支払猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定をしたとき、又は償還金の支払の猶予をしないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（融資機関に対する貸付け）

第十四条 県が第三条第二項の規定により融資機関に対して貸し付ける資金（以下「県貸付金」という。）の貸付条件（利率、償還期間、限度額、償還方法及び償還期日という。

以下同じ。）は、当該融資機関が当該県貸付金を原資として林業従事者等に対して貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付条件と同一とする。

（準用）

第十五条 第七条（第二項を除く。）及び第八条から第十三条までの規定は、林業・木材産業改善資金の貸付けを行う融資機関に対する県貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--------|--|---|
| 第七条第一項 | 借入申込者は、林業・木材産業改善資金借入申込書（第一号様式、以下「借入申込書」という。） | 県貸付金の貸付けを受けようとする融資機関（以下「借入申込融資機関」という。）は、林業・木材産業改善資金県貸付金借入申込書（第五号様式、以下「借入申込書」という。） |
| その他の | | 当該借入申込融資機関が林業・木材産業改善資金を貸し付けようとする林業従事者等の |
| 借入申込者が | その地区内を含む指定森林組合又は当該指定森林組合がない場合は、香川県森林組合連合会（以下「指定森林組合等」という。） | 借入申込融資機関が林業・木材産業改善資金を貸し付けようとする林業従事者等が |
| 第七条第三項 | 前項 | 第一項 |
| 第八条第一項 | 貸付金 | 県貸付金 |
| 第八条第二項 | 貸付金 | 県貸付金 |
| | 借入申込者 | 借入申込融資機関 |
| 第九条 | 借入申込者 | 借入申込融資機関 |
| | 前条第二項 | 第十五条において準用する前条 |

| | | | | |
|---------|------|--|----------------------------------|-----------------------------|
| 第十條 | 借入者 | 林業・木材産業改善資金借用証書(第二号様式)を指定森林組合等(借入申込者が市町等である場合は、香川県森林組合連合会)を經由して | 第二項 | 林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書(第六号様式)を |
| | 貸付金 | 林業・木材産業改善資金償還期間等変更承認申請書(第三号様式)を指定森林組合等を経由して(借入者が市町等である場合は、直接) | 県貸付金の貸付けを受けた融資機関(以下「借入融資機関」という。) | 県貸付金 |
| 第十一條第一項 | 前条 | 前条 | 第十五条において準用する前条 | 第十五条において準用する前条 |
| | 貸付金 | 貸付金 | 借入融資機関 | 借入融資機関 |
| 第十二條 | 借入者 | 林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(第四号様式) | 林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書(第八号様式) | 速やかに |
| | 償還期日 | 償還期日の三十日前(償還期日前三十日以内に支払の猶予の事由が生じた場合は、償還期日の前日)までに指定森林組合等を経由して(借入者が市町等である場合は、直接) | | |
| 第十三條第一項 | 前条 | 第十五条において準用する前条 | | |

(補則)
 第十六條 この規則に定めるもののほか、林業・木材産業改善資金の貸付けに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)
 - 2 この規則の施行前に改正前の香川県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。(香川県行政組織規則の一部改正)
 - 3 香川県行政組織規則(昭和三十六年香川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。
 第五條みどり整備課の項第九号中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に改める。

第1号様式(第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

| | |
|--------------|-------|
| 森林組合受付 | 年 月 日 |
| 香川県森林組合連合会受付 | 年 月 日 |
| 林業事務所等受付 | 年 月 日 |

林業・木材産業改善資金借入申込書

年 月 日

香川県知事 殿

借入申込者 住 所
氏 名 (印)
(団体にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名)

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条第1項の規定により申し込みます。

| 償還期間 | 据置期間 | 資金交付希望年月日 | 資金を借り受けようとする事業 | | 申込金額 |
|------|------|-----------|----------------|-----|------|
| | | | 事業量 | 事業費 | |
| 年 | 年 | 年 月 日 | | 千円 | 千円 |

| | | | | | | |
|-----------------------|-----|-----|---|-----------------------|-----|-----|
| 連 帯 債 務 者 | 住 所 | 氏 名 | 印 | 連 帯 保 証 人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | | | | | |

| | |
|---------|--|
| 担 保 物 件 | |
| | |

| 償還月日 | 償 還 計 画 | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|
| | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 | 11年目 | 12年目 | 13年目 | 14年目 | 15年目 |
| 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 |
| 月 日 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

| 借 入 申 込 者 の 概 要 | |
|--|--|
| 申込みに係る事業の開始の時期及び概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数 | |

- 注1 知事が別に定める書類を添付してください。
注2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式(第9条関係)

(日本工業規格A列4番)

(表)

収入印紙
ちょう付
簡 所

| | | |
|--------------|-----|-------|
| 森林組合受付 | | 年 月 日 |
| 香川県森林組合連合会受付 | | 年 月 日 |
| 貸付決定 | 番 号 | 第 号 |
| | 年月日 | 年 月 日 |

林業・木材産業改善資金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

借入者 住 所
氏 名 ①
(団体にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり林業・木材産業改善資金を借りました。ついては、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則並びに次の条件及び裏面の特約条項を守り、相違なく返済します。

1 借入条件等

| | |
|--------|-----|
| 借入金額 | |
| 資金の内容 | |
| 資金の用途 | |
| 利 率 | 無利子 |
| 最終償還期日 | |
| 支払場所 | |
| 備 考 | |

元金は、年 月 日まで据え置き、年 月 日を初回として金 円、
以降 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に金 円を償還する。

2 償還計画

| 回 | 償還期日 | 償還金額 | 残 高 | 備考 | 回 | 償還期日 | 償還金額 | 残 高 | 備考 |
|---|------|------|-----|----|----|------|------|-----|----|
| 1 | 年月日 | 円 | 円 | | 9 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 2 | 年月日 | 円 | 円 | | 10 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 3 | 年月日 | 円 | 円 | | 11 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 4 | 年月日 | 円 | 円 | | 12 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 5 | 年月日 | 円 | 円 | | 13 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 6 | 年月日 | 円 | 円 | | 14 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 7 | 年月日 | 円 | 円 | | 15 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 8 | 年月日 | 円 | 円 | | | | | | |

上記の資金の借用について、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則並びに上記の条件及び裏面の特約条項を承知の上、借入者と連帯して債務を負担します。

連帯債務者 住 所
氏 名 ①
連帯保証人 住 所
氏 名 ①
連帯保証人 住 所
氏 名 ①

(裏)

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者(以下「甲」という。)は、香川県(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、貸付金の期限前償還を請求した場合は、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 甲がこの借入金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 甲が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 甲が借入金を長期にわたり使用しないとき。
- (4) 甲がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後の借入金債務の全部を弁済するまでの間において、乙に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (7) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 甲が乙に対して数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) この借入金により改良され、造成され、又は取得された施設(立木及び権利を含む。)が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (10) 甲が香川県林業・木材産業改善資金貸付規則若しくはこの契約に違反し、又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (11) その他乙が債権保全上著しい支障があると認めるとき。

(報告)

第2条 甲は、この借入金の対象事業の完了後30日以内に、乙に対して事業実施報告書を提出するものとする。

2 甲は、この借入金の対象事業の遂行が困難となった場合又は当該対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、乙に速やかに報告してその指示に従う。

3 甲は、乙の指示するところに従い、甲の経営状況その他必要な事項を遅滞なく乙に報告する。

4 甲は、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく乙に報告する。

- (1) 甲の住所若しくは氏名に異動を生じ、又は甲、連帯保証人(以下「丙」という。)若しくは物上保証人(以下「丁」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (3) その他乙が指示する場合

(調査)

第3条 甲は、乙の職員その他乙の委託を受けた者が甲の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

2 甲及び丁は、乙の職員その他乙の委託を受けた者が担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

(弁済充当の指定権)

第4条 甲、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は乙からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、乙に指定権があることを承認する。

(違約金)

第5条 甲は、償還期日に償還金を支払わなかった場合又は乙の指定する償還期日に第1条の規定により期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって償還期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を乙に支払う。

2 甲は、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、償還期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を乙に支払う。

3 甲は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として乙から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る借入金の貸付けの日から期限前償還金の支払当日までの日数に応じ、当該請求に係る借入金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を乙に支払うものとする。

4 前3項の違約金の額の計算につき当該各項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第6条 丙は、甲と丙との間の契約のいかんにかかわらず、この契約に基づく一切の債務につき甲と連帯し、この履行の責めを負う。

2 甲は、乙が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 乙は、連帯保証人の変更に関し、甲から請求があり、適当と認めるときは、これに応じる。

(担保の提供)

第7条 甲又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合は、速やかにこれを提供する。

(担保の保全)

第8条 甲又は丁は、乙の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、その現状を変更する等乙に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 甲又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を乙に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第9条 甲は、乙が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じる。

2 乙は、担保の変更に関し、甲から請求があり、適当と認めるときは、これに応じる。

(法定代位者の変動)

第10条 甲、丙又は丁は、乙が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、償還期間、据置期間、償還期限又は償還金額の変更につき、甲乙間においてどのように決定されても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第11条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、乙が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、乙から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で乙に譲渡する。

(担保の処分)

第12条 甲又は丁は、乙が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を甲の乙に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお残債務がある場合は、甲は、当該残債務を直ちに弁済する。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の事務所所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

第3号様式(第10条関係)

(日本工業規格A列4番)

林業・木材産業改善資金償還期間等変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 ⑩
(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金について、次のとおり償還期間等の変更をしたいので、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第10条の規定により承認を申請します。

1 借入状況

| 貸付決定年月日 | 貸付決定番号 | 借入金額 | 既償還額 | 借入残高 | 備 考 |
|---------|--------|------|------|------|-----|
| 年 月 日 | | 円 | 円 | 円 | |

2 変更内容

(変更前)

| 償還期間 | | 据置期間 | |
|------|-------|------|-----|
| 年 | | 年 | |
| 回 | 償還期日 | 償還金額 | 残 高 |
| 1 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 2 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 3 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 4 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 5 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 6 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 7 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 8 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 9 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 10 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 11 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 12 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 13 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 14 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 15 | 年 月 日 | 円 | 円 |

(変更後)

| 償還期間 | | 据置期間 | |
|------|-------|------|-----|
| 年 | | 年 | |
| 回 | 償還期日 | 償還金額 | 残 高 |
| 1 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 2 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 3 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 4 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 5 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 6 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 7 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 8 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 9 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 10 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 11 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 12 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 13 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 14 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 15 | 年 月 日 | 円 | 円 |

3 変更理由

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式(第12条関係)

(日本工業規格A列4番)

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
(団体にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金について、次のとおり支払の猶予を受けたいので、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条の規定により申請します。

1 借入状況

| 貸付決定年月日 | 貸付決定番号 | 借入金額 | 既償還額 | 借入残高 | 備 考 |
|---------|--------|------|------|------|-----|
| 年 月 日 | | 円 | 円 | 円 | |

2 償還計画

(変更前)

| 回 | 償還期日 | 償還金額 | 残 高 |
|----|-------|------|-----|
| 1 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 2 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 3 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 4 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 5 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 6 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 7 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 8 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 9 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 10 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 11 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 12 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 13 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 14 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 15 | 年 月 日 | 円 | 円 |

(変更後)

| 回 | 償還期日 | 償還金額 | 残 高 |
|----|-------|------|-----|
| 1 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 2 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 3 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 4 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 5 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 6 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 7 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 8 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 9 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 10 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 11 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 12 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 13 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 14 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 15 | 年 月 日 | 円 | 円 |

3 支払の猶予を受けようとする理由

注1 支払の猶予を受けようとする理由に応じた知事が指定する書類を添付してください。

注2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第5号様式(第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

| | |
|----------|-------|
| 林業事務所等受付 | 年 月 日 |
|----------|-------|

林業・木材産業改善資金県貸付金借入申込書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地
融資機関名
代表者名

㊟

林業・木材産業改善資金の貸付けに必要な資金の貸付けを受けたいので、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条において準用する同規則第7条第1項の規定により申し込みます。

林業・木材産業改善資金県貸付金借入申込金額 円

- 注1 林業従事者等から提出のあった借入申込書の写しその他知事が別に定める書類を添付してください。
- 2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式(第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

(表)

収入印紙
ちょう付
箇所

| | | |
|------|-----|-------|
| 貸付決定 | 番 号 | 第 号 |
| | 年月日 | 年 月 日 |

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

香川県知事

殿

年 月 日

主たる事務所の所在地
融資機関名
代表者名

㊟

次のとおり林業・木材産業改善資金県貸付金を借用しました。ついては、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則並びに次の条件及び裏面の特約条項を守り、相違なく返済します。

1 借入条件等

| | |
|--------|-----|
| 借入金額 | |
| 資金の内容 | |
| 資金の用途 | |
| 利率 | 無利子 |
| 最終償還期日 | |
| 支払場所 | |
| 備考 | |

元金は、年 月 日まで据え置き、年 月 日を初回として金 円、以降 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に金 円を償還する。

2 償還計画

| 回 | 償還期日 | 償還金額 | 残高 | 備考 | 回 | 償還期日 | 償還金額 | 残高 | 備考 |
|---|------|------|----|----|----|------|------|----|----|
| 1 | 年月日 | 円 | 円 | | 9 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 2 | 年月日 | 円 | 円 | | 10 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 3 | 年月日 | 円 | 円 | | 11 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 4 | 年月日 | 円 | 円 | | 12 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 5 | 年月日 | 円 | 円 | | 13 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 6 | 年月日 | 円 | 円 | | 14 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 7 | 年月日 | 円 | 円 | | 15 | 年月日 | 円 | 円 | |
| 8 | 年月日 | 円 | 円 | | | | | | |

注 林業・木材産業改善資金を貸し付ける林業従事者等の貸付決定通知書の写し及び償還計画の写しを添付してください。

(裏)

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けを受けた融資機関(以下「甲」という。)は、香川県(以下「乙」という。)から借り受けたこの資金と同額を、_____ (以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同じにして転貸する。

(期限前償還)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認め、県貸付金の期限前償還を請求した場合は、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 甲がこの借入金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 甲が県貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 甲がこの借入金の借入後、速やかに丙に対して貸付けをしないとき。
- (4) 甲がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、乙に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (7) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 甲が乙に対して数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかったとき。
- (9) 甲が香川県林業・木材産業改善資金貸付規則若しくはこの契約に違反し、又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他乙が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(転貸債権の期限前償還)

第3条 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に貸付金の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

2 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に対し貸付金の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき、又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず乙に償還する。

3 乙は、甲が甲丙間の特約に基づき丙に対し貸付金の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう甲に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第4条 甲は、この借入金の使途を明らかにするため、乙の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の定めるところにより、遅滞なく乙に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良され、造成され又は取得された施設(立木及び権利を含む。)が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 甲の主たる事務所の所在地、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は甲に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 甲の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他乙が指示する場合

(調査)

第6条 甲は、乙の職員が甲の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認し、これに必要な便益を提供する。

(弁済充当の指定権)

第7条 甲は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は乙からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、乙に指定権があることを承認する。

2 甲は、丙より受領した弁済金の充当について乙の指示があるときは、それに従う。

(違約金)

第8条 甲は、償還期日に償還金を支払わなかった場合又は乙の指定する償還期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって償還期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を乙に支払う。

2 甲は、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条において準用する第12条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、償還期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を乙に支払う。

3 甲は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として乙から県貸付金の期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る借入金の貸付けの日から償還金の支払当日までの日数に応じ、当該請求に係る借入金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を乙に支払うものとする。

4 前3項の違約金の額の計算につき当該各項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 甲は、甲丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を乙に報告し、乙の指示に従う。

6 甲は、前項の規定により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを乙に引き渡す。

(転貸債権の質入れ)

第9条 甲は、この借入金債務の担保として、乙の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに乙に質入れし、乙と協力して速やかに当該質権を第三者に対抗するために必要な行為を行う。

(管轄裁判所)

第10条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

第7号様式(第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

林業・木材産業改善資金県貸付金償還期間等変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地
融資機関名
代表者名

印

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、次のとおり償還期間等の変更をしたいので、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条において準用する同規則第10条の規定により承認を申請します。

1 借入状況

| 貸付決定年月日 | 貸付決定番号 | 借入金額 | 既償還額 | 借入残高 | 備考 |
|---------|--------|------|------|------|----|
| 年 月 日 | | 円 | 円 | 円 | |

2 変更内容

(変更前)

| 償還期間 | | 据置期間 | |
|------|-------|------|----|
| 年 | | 年 | |
| 回 | 償還期日 | 償還金額 | 残高 |
| 1 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 2 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 3 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 4 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 5 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 6 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 7 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 8 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 9 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 10 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 11 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 12 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 13 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 14 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 15 | 年 月 日 | 円 | 円 |

(変更後)

| 償還期間 | | 据置期間 | |
|------|-------|------|----|
| 年 | | 年 | |
| 回 | 償還期日 | 償還金額 | 残高 |
| 1 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 2 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 3 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 4 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 5 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 6 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 7 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 8 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 9 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 10 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 11 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 12 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 13 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 14 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 15 | 年 月 日 | 円 | 円 |

3 変更理由

注1 林業・木材産業改善資金を貸し付けた林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金償還期間等変更承認申請書の写しを添付してください。

2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式(第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地
融資機関名
代表者名

印

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、次のとおり支払の猶予を受けたいので、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条において準用する同規則第12条の規定により申請します。

1 借入状況

| 貸付決定年月日 | 貸付決定番号 | 借入金額 | 既償還額 | 借入残高 | 備考 |
|---------|--------|------|------|------|----|
| 年 月 日 | | 円 | 円 | 円 | |

2 償還計画

(変更前)

| 回 | 償還期日 | 償還金額 | 残高 |
|----|-------|------|----|
| 1 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 2 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 3 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 4 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 5 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 6 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 7 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 8 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 9 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 10 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 11 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 12 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 13 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 14 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 15 | 年 月 日 | 円 | 円 |

(変更後)

| 回 | 償還期日 | 償還金額 | 残高 |
|----|-------|------|----|
| 1 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 2 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 3 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 4 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 5 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 6 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 7 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 8 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 9 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 10 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 11 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 12 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 13 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 14 | 年 月 日 | 円 | 円 |
| 15 | 年 月 日 | 円 | 円 |

3 支払の猶予を受けようとする理由

注1 林業・木材産業改善資金を貸し付けた林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付してください。

2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています